○社会福祉法施行細則

(福祉事務所の設置又は廃止)

- 第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第14条第8項の規定により、福祉に関する事務所の設置又は廃止について協議をしようとするときは、様式第1号による協議書に、条例の写しを添えて知事に提出しなければならない。
- 2 前項の協議書は、福祉に関する事務所の設置又は廃止をしようとする日の6月前までに提出するものとする。

(社会福祉施設の設置の届出及び許可申請)

- 第2条 法第62条第1項の規定による施設の設置に関する届出又は同条第2項の規定による許可の申請をしようとするときは、様式第2号による書類に、次に掲げる書類を添えて知事に提出しなければならない。
- (1) 初年度の事業計画書及び予算書
- (2) 条例、定款その他の基本約款
- (3) 設置者、管理者及び幹部職員の履歴書
- (4) 敷地、建物の平面図

(社会福祉事業の変更)

- 第3条 法第63条第1項、第68条前段及び第69条第2項前段の規定による届出並びに法第63条第2項の規定による許可の申請は、様式第3号によるものとする。
- 2 法第68条の3第1項から第3項までの規定による変更の届出は、様式第4号又は様 式第5号によるものとする。

(社会福祉事業の廃止)

- 第4条 法第64条、第68条後段及び第69条第2項後段の規定による届出は、様式第6号 によるものとする。
- 2 法第68条の4の規定による廃止の届出は、様式第7号によるものとする。

(施設を必要としない第一種社会福祉事業経営の届出及び許可申請)

第5条 法第67条第1項の規定による届出及び法第67条第2項の規定による許可の申請は、様式第8号によるものとする。

(社会福祉住居施設を設置する第二種社会福祉事業の開始の届出)

第6条 法第68条の2第1項及び第2項の規定による届出は、様式第9号によるものとする。

(住居の用に供するための施設を必要としない第二種社会福祉事業の届出) 第7条 法第69条第1項の規定による届出は、様式第10号によるものとする。